住宅ローン『あっと・ほ~夢S』

商 品 名	あっと・ほ〜夢"S"			
ご利用いただ ける方	 年齢が満18歳以上満70歳以下で、完済時満80歳以下の方。 現勤務先で1年以上勤務されている方および法人役員は3年以上勤務されている方。または同一場所で同一業種を3年以上営業されている方。 安定継続した収入(前年年収)が100万円以上ある方。 一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方。 団体信用生命保険に加入が認められる方。 当金庫の会員となれる方。 ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 ③地区内に転居することが確実と見込まれる方。 上記条件のいずれかに該当する方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていただかなくとも、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。 			
お使いみち	居住用物件の取得資金建物増改築・リフォーム資金既往住宅ローンの借換え資金			
ご融資金額	• 50 万円以上2億円以内(1 万円単位)			
ご利用期間	50年以内で、お使いみちで利用期間の制限があります。なお、団体信用生命保険の保険期間内とします。			
ご融資利率	 固定金利型(3年・5年・10年)・変動金利型のいずれかを選択いただけます。ただし、固定金利型を選択中は、変動金利型への変更はできません。また、固定金利型をご利用いただいているお客様が、適用期間終了時に特にお申し出がない場合は変動金利型を選択していただいたものとします。なお、ご利用期間中は、固定金利型と変動金利型をご自由に何回でも選択いただけます。 固定金利型・変動金利型のご融資利率は、融資実行日における当金庫所定の貸出金利(固定および変動)の利率を適用させていただきます。 変動金利型を選択した場合、ご融資後の利率につきましては、当金庫の住宅ローンプライムレートを基準に毎年4月1日、10月1日を基準日として年2回見直しを行い、基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日から適用されます。 なお、ご融資利率は金融情勢などに応じ変動します。 			
ご返済方法	 毎月元金均等または元利均等返済とします。ボーナス併用返済もできます。 ボーナス返済は、元金の50%以内とし、年2回の6ヶ月間隔のご返済となります。 元利均等返済のお取扱で利率に変動があった場合は、返済額のなかの元金分と利息分の割合を調整し、5年間は返済額を変更しません。なお、返済額の変更は5年毎に行いますが、新返済額は旧返済額の1.25倍を上限とします。 			

- 一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので、原則として保証人は必要あり ませんが、収入合算者の方は連帯保証人または連帯債務者とします。
- ご融資対象物件を担保(普通抵当権、第一順位)として差し入れていただきます。
- なお、不動産担保の評価は当金庫所定の方法で行います。
- ご融資の対象となる建物に、ご融資期間中付保される建物の価格に応じた火災保 険にご加入いただき、その保険に当金庫が質権者となる質権を設定させていただ く場合もございます。

保証人·担保

- 保証会社に支払う保証料は、ご融資金額とご利用期間により異なります。
- 保証料は融資実行時に一括先払いとさせていただきます。

(例)ご融資金額が100万円で元利均等返済の場合

保証 料 手 数 料

借	入期間	10年	20年	25年	30年	35年
保証料	住宅プランA	3,800円	7,100円	8,500円	9,700円	10,800円
	住宅プランB	6,600円	12,400 円	14,900 円	17,000円	18,900 円
	住宅プランC	8,100円	15,300 円	18,300 円	20,900 円	23,200 円
	住宅プランD	13,300 円	24,900 円	29,800 円	34,100 円	37,800 円
	住宅プランE	16,300 円	30,600 円	36,600 円	41,900 円	46,400 円

• 各種手数料は、融資手数料一覧を参照ください。

苦情処理措置

紛争解決措置

• 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアン ス統括室(9時~17時、電話:025-543-3184)にお申し出 ください。

•紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249) 並びに新潟県弁護士会 (電話:025-222-5533) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を 希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括 室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時~17時、電話: 03-5524-5671) にお申し出ください。また、お客様から、上記 東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも 可能です。

> なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用い ただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士 会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で 紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を 移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三 弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談 所にお問合わせください。

そ の 他 お申込みに際しては、事前に審査をさせていただきます。結果によってはご希望 に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、現在のご 融資利率やご返済額の試算等につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせく ださい。

融-14

